

熊本市建築基準条例の一部改正について

熊本市建築基準条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市建築基準条例の一部を改正する条例

熊本市建築基準条例（平成 24 年条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 3 号中「第 112 条第 13 項第 2 号」を「第 112 条第 19 項第 2 号」に改める。

第 19 条中「第 129 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号ロに掲げる基準に適合する準耐火構造（以下「適合準耐火構造」という。）」を「第 112 条第 2 項の 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造」に改める。

第 25 条第 4 項中「適合準耐火構造」を「令第 112 条第 2 項の 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条及び第 25 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提出理由）

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 181 号）の施行等に
伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。